

学生の皆さん

4月7日（火）に本県を含む7都府県へ発令された緊急事態宣言が、4月16日（木）には全国を対象として発令されました。

また地方には、すでに感染症流行の第2波が訪れているとも言われており、まさに未曾有の国難ともいえるべき事態となっています。

それゆえ残念ながら、卒業後保健医療福祉等の現場に携わる皆さんにとって不可欠である臨地実習の実施を、4、5月に加え6、7月分も中止させていただきました。

実習に向けて万全の準備をされていた皆さんには、中止に伴うご負担とご不便をおかけしたことに大変心が痛みます。

臨地実習は、各施設の患者や利用者の皆様のご協力により成り立っています。その方々の多くは高齢で、何らかの基礎疾患を有する、すなわち新型コロナウイルス感染症で最も重症化しやすい人々です。

このウイルスは、無症状あるいは軽症の感染者でも感染源となりえるという、性質を有しています。だれもが「自分が罹患していない」ということを確認できない現状では、実習先の安全と皆さんの安全を守るために、今回の決断をせざるを得なかったことをご理解いただきたく思います。

なお、各実習の今後の取り扱いについては、担当する教員からの連絡に留意し、適宜相談しながら、学修の継続に努めてください。

このようにかつて経験したこともないような危機的状態でも、皆さんが万全の体制で国家試験等を受験できるよう、本学教職員が一丸となって立ち向かい続けます。

皆さんは自宅に留まり、今できることを着実に行ってください。

2020年4月21日  
公立大学法人 埼玉県立大学  
学長 萱場 一則